

東京忍者 総集編

ぶらじま太郎



富士見ファンタジア文庫

イラスト 安永航一郎

東京忍者 総集編



「臨兵闘捨戒仁烈在禅」



富士見ファンタジア文庫

とうきょうにんじや そうしゆへん
東京 忍者 総集編

平成2年3月20日 初版発行

著者——ぶらじま^{たろう}太郎

発行者——中井茂雄

発行所——株式会社富士見書房
〒102 東京都千代田区富士見1-12-14
電話 03(261)5375(代表)
振替 東京7-86044

印刷所——旭印刷

製本所——多摩文庫

落丁乱丁本はおとりかえいたします
定価はカバーに明記してあります

©Fujimishobo 1990, printed in Japan
ISBN4-8291-2353-2 C0193

©Taro Burajima, Koichiro Yasunaga 1990
日本音楽著作権協会 (出) 許諾第8965103-901号

東京忍者 総集編



富士見ファンタジア文庫

24-1

私・本文イラスト 安永航一郎

目次

はじめに

1.	東京忍者部隊 隊員規則	9
2.	前回までのあらすじ・1	18
3.	前回までのお話・2 楽しいピクニックの巻	27
4.	前回までのお話・3	31
5.	六本木レッドの最期	47
6.	赤坂レッド、登場	79
7.	六本木ピンク、登場	125
8.	怪奇！山猫団の恐怖	162
9.	僕らはみんな生きている	209

11.	10.
あとがき	大団円 だいたんえん
	または
	新たなるいい日旅立ち
317	257

解説

とまとあき・塚本裕美子

おわりに

323	328
-----	-----

はじめに

るるるるるるるるう……るるるるるるるるう……カチャツ

「はい、こちらはぶらじま産業株式会社です。ぶらじまはすべてがいやになり、遠い世界へ旅立ちました。さがさないでください。では、いつかどこかでお目にかかることを祈りつつ、さやうなら」

ガチャツ！ ツー ツー ツー

「……………」

るるるるるるるるう……るるるるるるるるう……カチャツ

「はい、スタジオぶらです。ただいまスタッフ一同、外出しております。御用のある方はまた改めておかけ直してください。では……」

「ばかもの！ 切るんじゃない！」

「だあれえ？」

「N村です」

「しよくがないな。半荘^{ハンチャン}2回だけだよ。ぼくだって忙しいんだからねえ」

「違う！ 今日^{マージャン}は麻雀のお誘いではないのだ」

ガチャツ！ ツー ツー ツー

「やろ！」

るるるるるるるる……るるる……カチャツ

「はい。ぶらじま……」

「こら！ いきなり切るんじゃない！」

「だって、麻雀のお誘い以外のN村の電話って、ロクなことがないじゃないか」

「うるさいだまれ！ とくきよくにんじゃをつつ 書け！」

「また解説か？」

「違う。こんどはいつさつ書くのだ」

「？ いつさつ？ ナニいつさつ書くのだ？」

「単行本いつさつに決まっておろくが」

「やだ！」

「やだ！じゃない！ もうすでに会議で出すことに決まったのだ。もはやオマエに選択の余地はないのだ。どうせ誰もオマエに純文学も感動巨編も期待はしていないんだから、いつものように、わけの分からんものを、さっさと書いてくればいいのだ」

「えゝ、そんなんですかゝ。ちえゝ、つまらないのお。でもさあ、オレ、そんな長い書いたことないよお。……やっぱりやだ！」

「しゝゝがないなあ。それじゃあこうしよう。これからとまとと鳥頭を集めて麻雀で勝負しよう。それでもしオマエが勝ったら、書かなくていい。で、俺が勝ったら原稿を書く。どうだ？ これなら文句なかるう」

「ちえゝ。しゝゝがないなゝ。半荘2回だけだよ」

こうして私は、東京忍者を書くハメになってしまったのでした。しくしく。

だってねゝ、N村ったら、世紀の大卑怯ひきようなんだよ。なにが

「めんたんぴんさんしゝゝいっぱつともいいぺいこうどらどら……どらどら！ ああ、1本たりない。ついてないなゝ」なんだよ！

まったく人類として、いや、地球上の生命体として許しがたい卑怯者である。ちつくしゝゝ。こんだ勝つぞゝ！

しかし本当に、単行本いつきつも原稿書く気力がもつかなあ。

たいへんなことはきらいだし、楽なことがなにより好きなわたしですのに。

まあ、なんとかなっただろ。

いざとなったら、20ページくらいの単行本にすればいいんだしい。

（そんなもんが許されるか！）

それでは東京忍者、最後までごゆっくりお楽しみください。

あらあら　かしこ。

ぶらじま太郎　拝

1. 東京忍者部隊 隊員規則

東京忍者部隊 応援歌

前奏 ちゃんちゃかちや♪ちやららちやんちゃかちや♪ちやららちやんちゃ

んちゃんちゃ〜ん♪

1番 輝く肉体、あふれる知性、明日の希望を、今日も守る。

鍛え抜かれた、この力と技で、悪い奴等を懲らしめる。

がんばれがんばれがんばれ、我等は東京忍者部隊。

2番 世界に誇る、この科学力、どんな奴にも負けないぞ。

凄^{すさ}い威力の、秘密兵器で、悪い奴等をやっつける。

がんばれがんばれがんばれ、我等は東京忍者部隊。

3番 今が盛りの、この日本の、今日の平和を守りつつ、

地道に生きる、人々を、陰に日向^{ひなた}に支援する。

がんばれがんばれがんばれ、我等は東京忍者部隊。

後奏　ちゃんちゃんちゃんちゃらっちゃん♪ちゃん♪ちゃん♪ちゃん♪

東京忍者部隊　唱歌

東京数え唄

♪山は奥多摩、朝日は築地

滑る受験生、風きるヤクザ

三鷹、小金井、吹き飛ぶ銀座

あゝああ、小伝馬町、走るよ走るう

♪忍者なんて、ららあらくららあ

らゝらゝあ

忍者なんて、ららあらくららあ

らゝらゝあ

♪一つ　一ツ木、TBS

二つ　二又交差点

三つ　三越、高島屋

四つ　四ツ谷と信濃町

五つ　五日市だって東京だ

六つ　村だって二つある

七つ　涙の錦糸町

八つ　安いよ秋葉原

九つ　ここはいつたいどこだろう

十で　とうとう東京だい

♪赤い忍者は、東京忍者

黙って見ている、悪の影

忍者はなんにもやらないけれど

忍者の気持ちは、わからない

忍者 戦え 東京忍者

♪やつとこやつとこ 栗ごはん

東京忍者だ らったったあ

忍者と兵隊 せいぞろい

正義は勝つのだ らったったあ

東京忍者部隊隊員規約

第一章 総 則

第一条 本部隊は、内閣調査室特殊任務独立部隊。通称・東京忍者部隊と称する。

第二条 本部隊は、忍者とそれに協力する文官とで構成する。

第三条 本部隊は隊員各自の自覚と協力により、日本と帝都東京の平和を守るため、日夜正義のために戦い続けることを目的とする。

第四条 本部隊で行った事柄は、総て正義のための行為であるから、なにもものも恐れず、自分の信じた正しい道を突き進むのを本分とする。

第五条 本部隊隊員は全員国家公務員であるから、給料待遇^{たいぐう}その他は国家公務員法に準ずる。年金、手当、定年なども、その例外ではない。

第二章 組織および運営

第六条 本部隊には次の組織および機関を置く。

- (1) 世界忍者学会 (2) 日本忍者総連 (3) 忍者中央委員会 (4) 最高幹部会議 (5) 上忍連絡会議 (6) 実働部隊 (7) 監査^{かんさ}委員会 (8) 会計係 (9) 体育祭実行委員会 (10) 給食当番 (11) 保健係 (12) 飼育係

第三章 役員

第七条 本部隊は、次の役員を置く。

- (1) 部隊長 1名 (2) 副部隊長 2名 (3) 書記 (4) 渉外総理大臣
- は基本的に部隊長の上位に位置するが、その命令に対しては必ず、最高幹部会議、監査委員会を通過させ、決して政府等の言いなりにはならない。
- ただし、各隊員が独自の判断によって行動することに対しては、一切^{いっさい}の規制は存在しない。

第四章 アルバイト

第八条 本部隊隊員は総て^{すべ}、日本国家公務員であるから、アルバイトはできない。

ただし、当部隊に入隊する前から行っていた職業や学業についてはそれを禁ずるものではない。ただし、その際は当部隊隊員職をアルバイトとみなし、給料は時給計算とする。

第五章 罰 則

第九条 東京忍者部隊の隊員として行動している間は、総ての行動が正義のためであるので基本的に罰則はない。

ただし、東京忍者部隊隊員として、ふさわしくない行動のあったことが確認された場合は、隊員資格を剝奪^{はくだつ}することもあり得る。

第十条 部隊内では、

- (1) 上忍の言うことを聞かない。
 - (2) 早ベン遅刻廊下^{ろうか}を走るなど、決められたルールを守らない。
 - (3) 隊員同士のケンカ。および同性愛。
 - (4) 規定以外のユニフォームの着用、および忍者らしくない服装。
 - (5) その他忍者としてふさわしくない事柄総て^{すべ}。
- 以上の規則を守らなかった場合は、その程度に対して、その直属の上官が罰^{ばつ}を与える。また重大な違反に対しては、部隊法会議にかけることもある。

第六章 動物隊員

第十一条 本隊の動物隊員は総て、本隊員と同等の資格と権利を持つ。

基本的に本部外に連れ出せるのは事件が起こって動物隊員が必要とされる時に限る。

ただし、隊員個人で飼育している動物隊員に関しては、この限りにあらず。総ての動物隊員の職務中に必要なエサは、他の人間隊員と同様、本部隊が提供するものとする。

ただし、規定額以上食べた時は、その費用を給料から差し引くこととする。

第七章 娯楽室使用規定

第十二条 開館時間は24時間年中無休とする。ただし、日曜祭日は朝8時半から夜6時までとする。

第十三条 娯楽室の使用にあたっては、娯楽室長の言うことを守り、公共の場であるということを常に念頭に置いて使用すること。

第十四条 備品や用具を破損^{はきん}または全壊した場合は、その実費を給料から引く。また、施設物品総てを持ち出し禁止とする。

第十五条 サークルで使用する場合には、必ず責任者が後カタツケをしていくこと。また、